

第36号議案

府中市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市介護保険条例の一部を改正する条例

府中市介護保険条例（平成12年3月府中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「令和元年度及び」を削り、「22,200円」を「17,100円」に改め、同条第3項中「22,200円」を「17,100円」に、「32,500円」を「24,000円」に改め、同条第4項中「22,200円」を「17,100円」に、「46,200円」を「44,500円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第12条第2項から第4項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。